## 固定資産税の現状と課題

平成30年8月7日(火)

総務省 自治税務局 固定資産税課

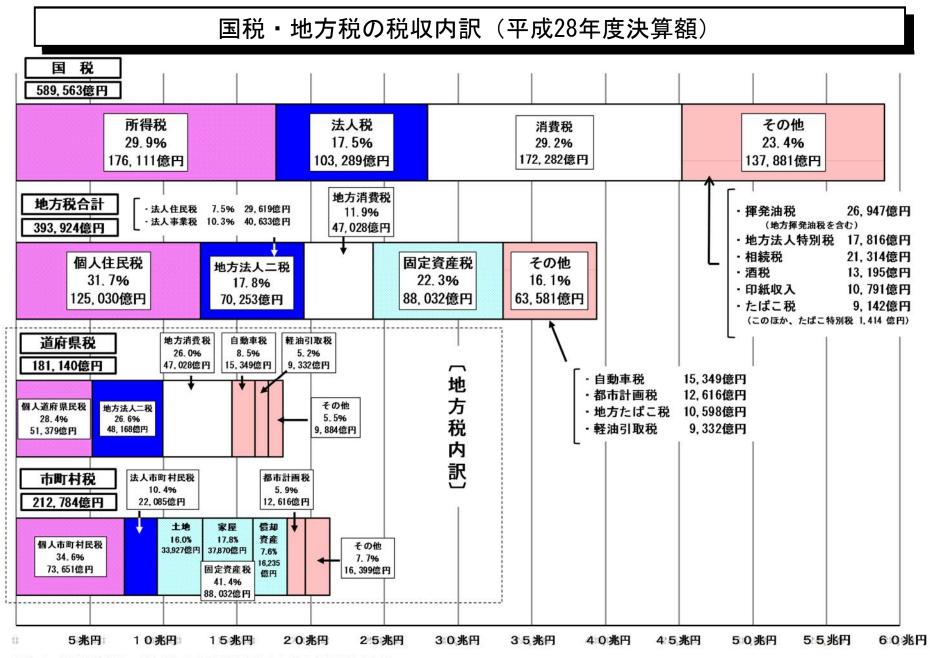
# 1. 制 度

#### 固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益 関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- 〇 どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税として ふさわしい基幹税目。

区分	固定資産税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地:1億7,987万筆、家屋:5,870万棟)
2. 課税主体	全市町村(東京都23区内は東京都が課税)
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地:4,105万人、家屋:4,124万人、償却資産:441万人)
4.課税標準	価格 (適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え(平成30年度が評価替え年度) ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法(旧定率法)により償却
5. 税 率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収 (H28決算額)	8 兆8,032億円 (土地3兆3,927億円、家屋3兆7,870億円、償却資産1兆6,235億円)

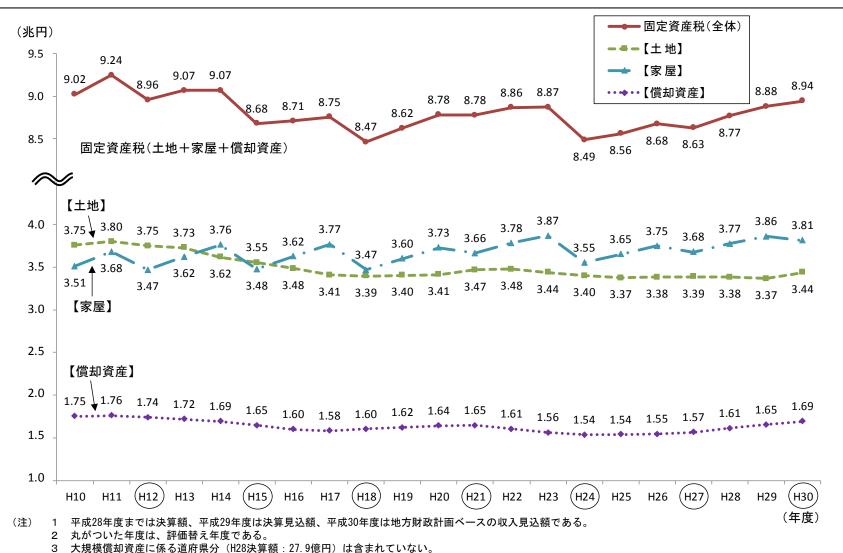
- ※1 税収以外のデータは、平成29年度実績。 ※2 固定資産税の制限税率(2.1%)は、平成16年度の改正により廃止。 ※3 税収は平成28年度決算額。



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
  - 2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。
  - 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
  - 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

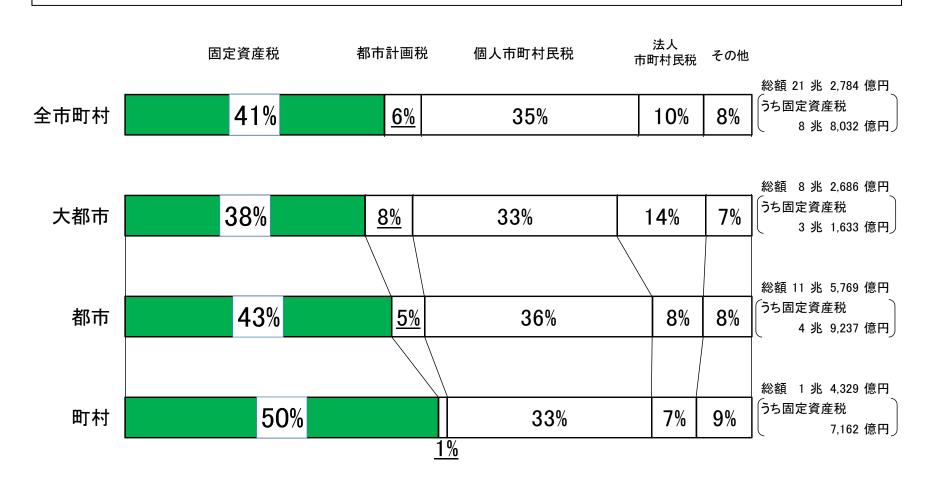
#### 固定資産税収の動向

- 〇 固定資産税収は、平成11年度をピークに減少傾向。
- 〇 土地に係る固定資産税収についても、平成11年度をピークに減少傾向であり、平成16年度以降、家屋に係る固定資産税収を下回っている。



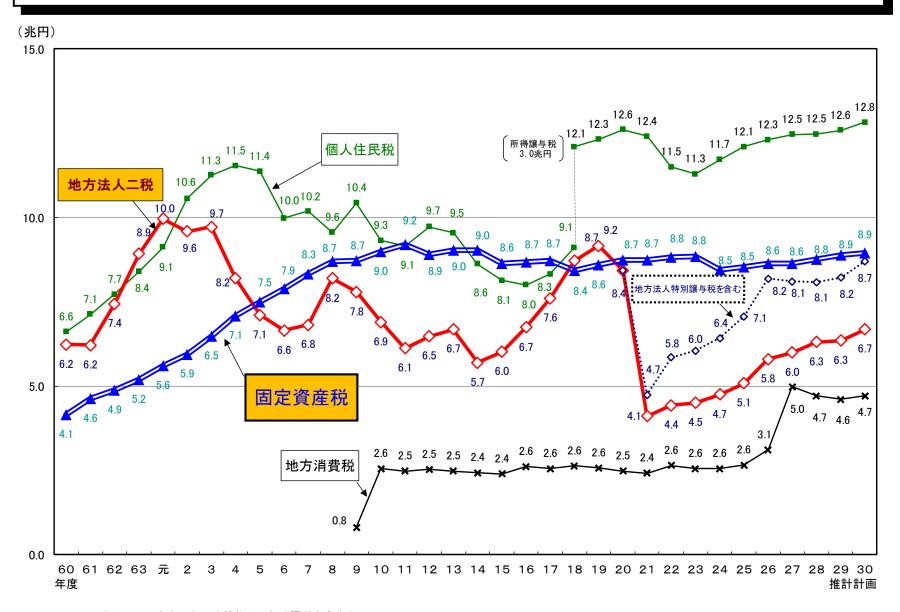
#### 市町村税収全体に占める固定資産税収の割合(平成28年度決算額)

- 〇 市町村税収の約4割は固定資産税収。
- 〇 市町村税収に占める固定資産税収の割合は、都市より町村の方が高い。



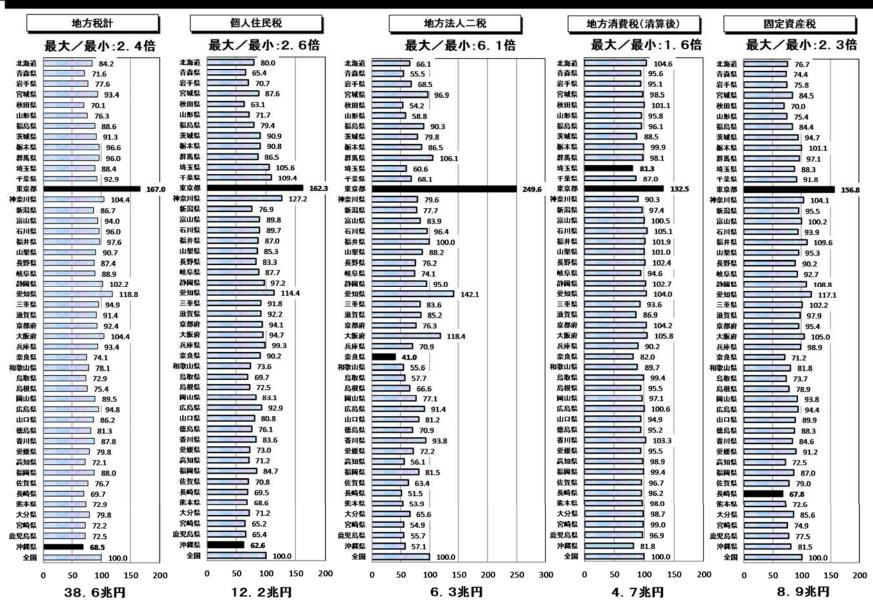
- ※1 税収は、「地方財政状況調査」(総務省)における決算額である。
- ※2 大都市は、政令指定都市及び東京都23区(都が徴収する分を含む)。都市はその他の市。
- ※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

#### 主要税目(地方税)の税収の推移



- (注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。
  - 2 平成28年度までは決算額、29年度は推計額(H29.12時点)、30年度は地方財政計画額である。
  - 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。 (②) 0.6兆円、② 1.4兆円、③ 1.5兆円、④ 1.7兆円、⑤ 2.0兆円、⑥ 2.4兆円、② 2.1兆円、∞ 3.1.8兆円、② 1.9兆円、③ 2.0兆円)

#### 人口一人当たりの税収額の指数(平成28年度決算額)



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

<sup>(</sup>注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。

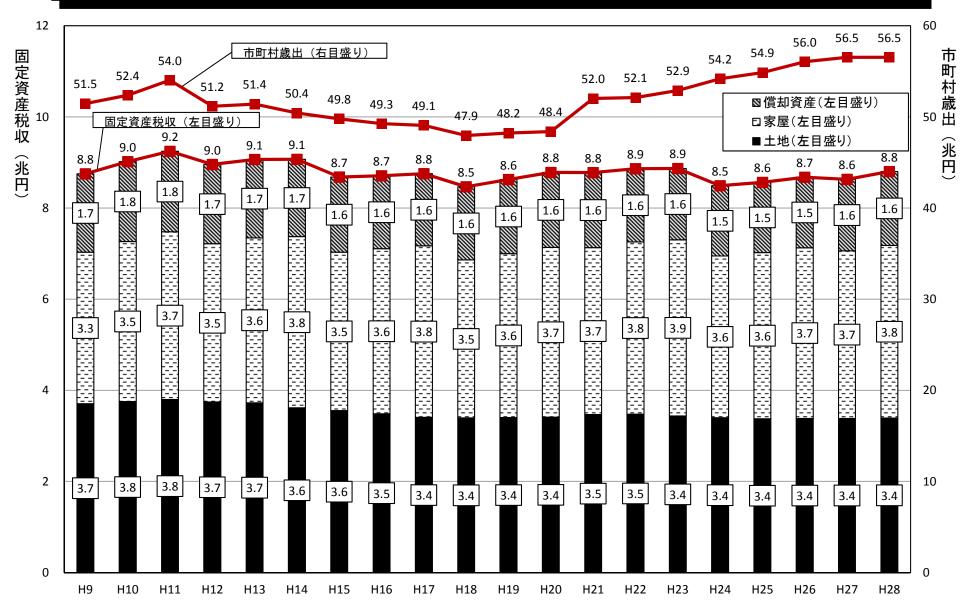
<sup>(</sup>注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

E3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。

<sup>(</sup>注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

主5) 人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

#### 市町村歳出と固定資産税収の推移(全国)



- ※ 各年度の「地方財政状況調査」(総務省)における決算額である。
- ※ 東京都特別区に係る数値を含む。

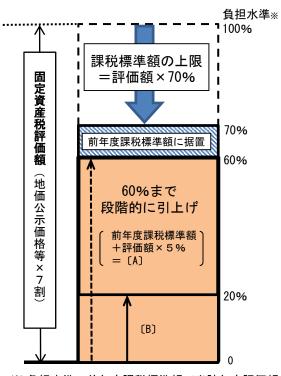
# 2. 平成30年度 税制改正

## (1)負担調整措置

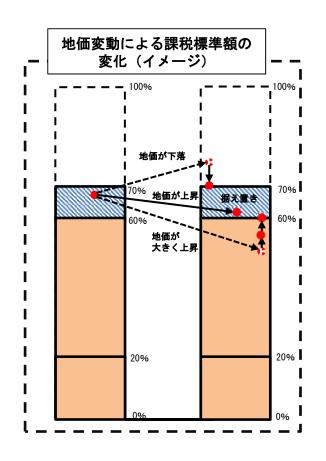
#### 固定資産税の平成30年度評価替えへの対応

- 〇 <u>固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」</u>を行い、価格の変化 を反映(平成30年度が評価替え年度)。
- 〇 平成6年度以降、<u>宅地については地価公示価格等の7割を目途として評価</u>。
- 評価替えに際しては、負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、 平成30年度税制改正で平成30年度以降の負担調整措置等のあり方を検討。

#### 【商業地等に係る課税の仕組み】







#### 平成27年度税制改正大綱(固定資産税関係部分抜粋)

#### 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

#### IV 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である。 土地に係る固定資産税については、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行 の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題があるものの、平成9年度から 負担水準の均衡化を進めてきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にある。一方、 地価の状況は、アベノミクスにより、東京都心部は上昇し、地方圏も下げ止まりつつあるものの、力強 さに欠ける状況にある。

このような状況及び現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その一方、<u>今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合</u>には、商業地等の負担水準がばらつき、<u>負担の不均衡が再拡大</u>する等の問題が生じ、<u>商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直</u>しが必要となると考えられる。

また、農地に関しては、早期の宅地化を期して市街化区域に編入された農地の税負担が長期にわたって低い状態にとどまるため、長く市街化区域内で営農されている農地との間での不均衡等の課題も生じている。これについては、都市農業の振興に係る措置の検討と併せて、検討を進める必要がある。

これらを踏まえ、<u>次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進める</u>とともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。

#### 宅地等に係る負担調整措置等の課題と現状

#### 負担調整措置

評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合、上昇幅を一定範囲に抑える措置

#### <課題>

- バブル期に生じた宅地等の評価額の市町村間、土地間でのばらつきを是正するため、平成6年度「7割評価」を導入
- ○「7割評価」の導入に伴い、税負担水準に大きなばらつきが生じたため、負担調整措置等を大幅に拡大、その後、税 負担の不均衡を緩やかに是正

#### 〈平成5年度まで〉

○ 原則、評価替えの翌々年度に 課税標準額が評価額に到達する 負担調整措置

#### <sup>-</sup>〈平成6年度~平成8年度〉 <sup>--</sup>

- ① ゆるやかな負担調整措置
- ② 住宅用地の特例拡充
  - 小規模住宅(1/4→1/6)
  - 一般住宅 (1/2→1/3)

#### -〈平成9年度**~**〉 一

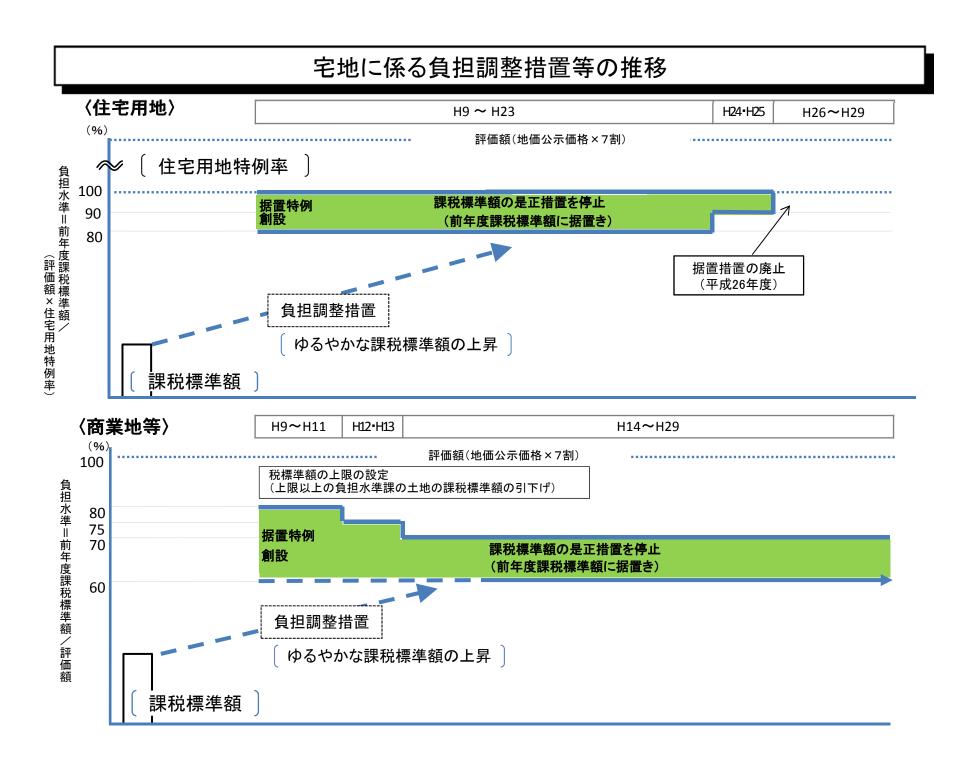
- ① 一層ゆるやかな負担調整措置
- ② 課税標準額の「据置特例」の導入
- ③ 商業地等の課税標準額の上限設定

#### <現状>

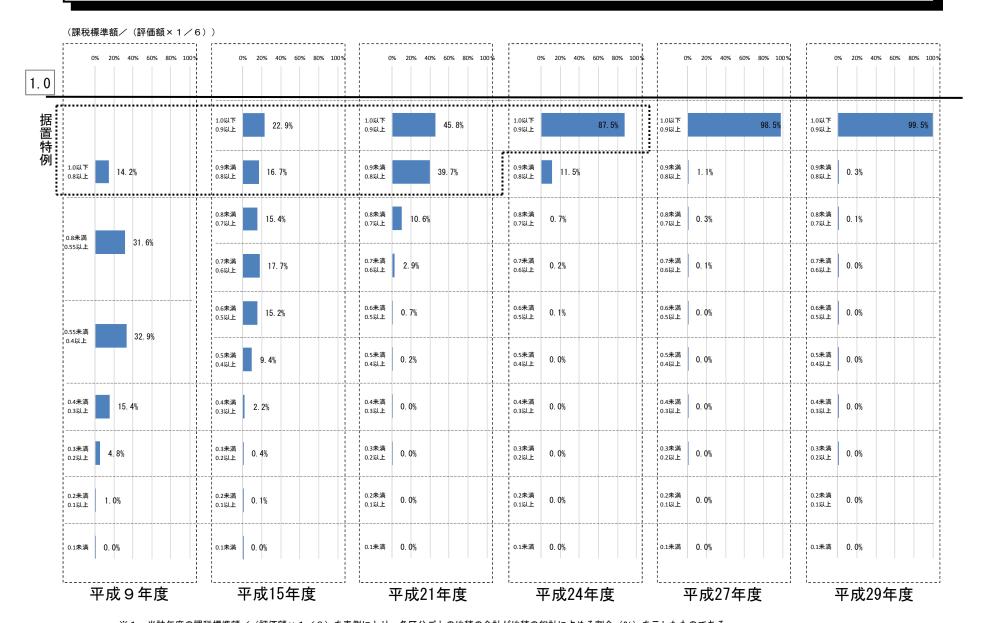
- これまでの負担調整措置等により、税負担の均衡化が進展。
  - ①住宅用地 : ほぼ全ての土地が「据置特例」の対象となる水準になったことを踏まえ、平成24年度改正において

「据置特例」が段階的に廃止され、均衡化が一層進捗。

②商業地等: ほぼ全ての土地が「据置特例」の対象となる水準。

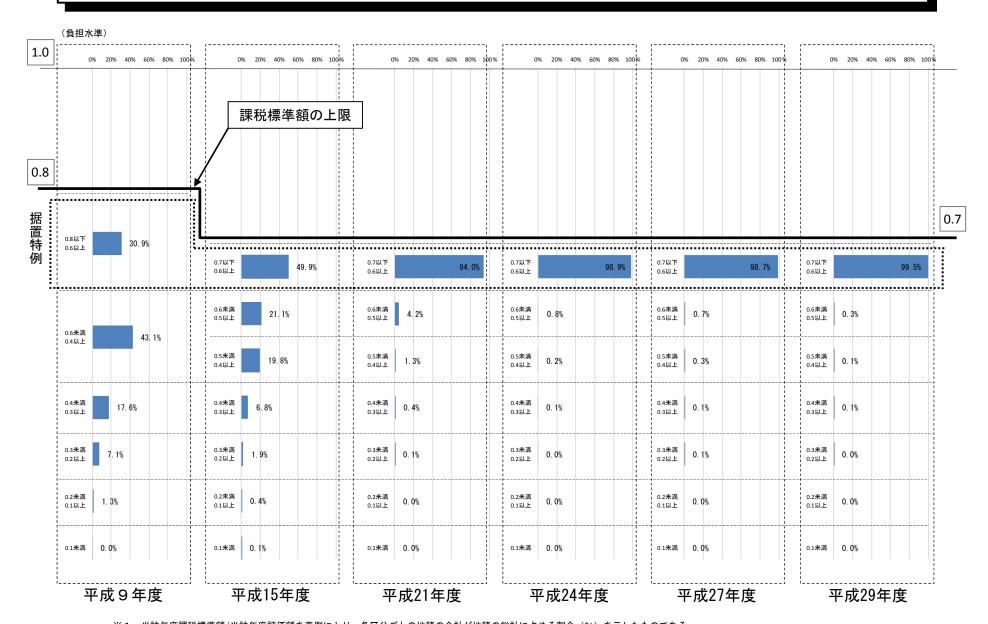


#### 【当年度/当年度】小規模住宅用地における評価額に対する課税標準額の割合の推移



<sup>※1</sup> 当該年度の課税標準額/(評価額×1/6)を表側にとり、各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合(%)を示したものである。※2 各年度の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。※3 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

#### 【当年度/当年度】商業地等における評価額に対する課税標準額の割合の推移



<sup>※1</sup> 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合(%)を示したものである。※2 各年度の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。※3 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

#### 商業地等の据置特例の現状と課題

### 商業地等における負担水準(※)の現況(平成29年度・全国)

(※) H29課税標準額/H29評価額

70%以下 60%以上		99.5%
60%未満 50%以上	0.3%	
50%未満 40%以上	0.1%	
40%未満 30%以上	0.1%	
30%未満 20%以上	0.0%	
20%未満 10%以上	0.0%	
10%未満 0%以上	0.0%	

同一市内において、評価額と税額の高低が逆転する 不公平な事例

負担水準70%付近の土地

A駅西口付近の 商業地①(192㎡)

H29評価額:7,416万円

H29課税標準額= 5,068万円 (7,416万円×68.3%)

H29税額: 71 万円

負担水準60%付近の土地

A駅東口付近の 商業地①(192㎡)

H29評価額:7,630万円

H29課税標準額= 4,670万円 (7,630万円×61.2%)

H29税額 : 65 万円

※ 地積ベース

#### 評価替えに伴う負担水準の分布の変化

平成29年地価公示結果 (平成29年3月発表·国交省)

(単位:%)

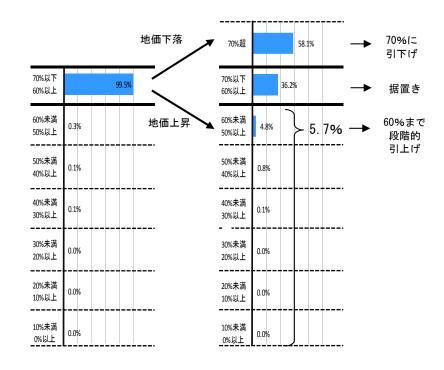
				商業地													
				25公示	26公示	27公示	28公示	29公示									
全		国		▲ 2.1	▲ 0.5	0.0	0.9	1.4									
Ξ	大 都	市圏		▲ 0.5	1.6	1.8	2.9	3.3									
	東	京	圏	▲ 0.5	1.7	2.0	2.7	3.1									
	大	阪	圏	▲ 0.5	1.4	1.5	3.3	4.1									
	名	古 屋	圏	▲ 0.3	1.8	1.4	2.7	2.5									
地	方	巻		▲ 3.3	▲ 2.1	▲ 1.4	▲ 0.5	▲ 0.1									
	地	方 四	市	▲ 0.3	2.0	2.7	5.7	6.9									
	そ	の	他	▲ 3.6	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 0.9									

※ 地方四市: 札幌市、仙台市、広島市、福岡市

平成29年度における 負担水準 (※1) の分布 (全国)

(※1) H29課税標準額/ H29評価額 平成30年度における 負担水準 (※2) の分布 (全国) の見込み

(※2) H29課税標準額/ H30評価額(見込み)



- ※ 地積ベース
- ※ 平成30年度評価額(見込み)は、「平成29年度 固定資産の価格等の 概要調書(総務省)(速報値)」等に基づき推計

#### 平成30年度税制改正大綱(負担調整措置関係部分抜粋)

平成29年12月14日 自 由 民 主 党 公 明 党

#### 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

- 3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築
- (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である。 土地に係る固定資産税については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、平成29年度の 商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲(据置ゾーン)内にほぼ収 斂するに至っている。

現下の商業地の地価の状況を見ると、三大都市圏では4年連続の上昇、地方圏では下落幅は縮小しているものの下落傾向が続いている。

そのため、平成30年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置 ゾーンを下回る土地が生ずる一方で、地方では、地価下落の結果、負担水準が70%を超えて上昇する土地 が数多く生ずると見込まれるところであり、<u>まずは、</u>そうした土地の負担水準を<u>据置ゾーン内に再び収斂</u> <u>させることに優先的に取り組むべき</u>である。

このような状況及び現下の最優先の政策課題はデフレからの脱却を確実なものとすることであることを 踏まえ、<u>平成30年度から平成32年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体</u> の条例による減額制度を継続する。

一方、据置特例が存在することで、<u>評価額と税額の高低が逆転する現象が生じる</u>など、<u>据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されない</u>という課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、<u>税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産</u>税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

## (2)償却資産に係る特例措置

#### 固定資産税(償却資産)の概要

	項	目			内	容										
課	税	客	体	<ul><li>土地及び家屋以外の事業用の ※減価償却額(又は減価償却費) 算入される資産に限る ※無形減価償却資産(鉱業権、漁 ※自動車税又は軽自動車税の課税 ※取得価額が20万円未満の資産に</li></ul>	が、法人税(又 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	)は除く		スは必要経費)に								
申	告	制	度	・償却資産については、所有者に申告義務あり												
免	利	兑	点	<ul><li>150万円 ※同一の市町村に所在する償却資 ※免税点制度により、償却資産を</li><li>償却資産に係る事業者(申告者)数</li></ul>	·有する事業者(「 免税点未満 (A) 286万人	申告者)のうち課 免税点以上 (B) 155万人	税されている者に 合 計(C) 441万人	t約3割 (B)/(C) 35.1%								
沿	(関却資産に係る事業者(申告者)数 286万人 155万人 441万人 35.19 出典:平成29年度 固定資産の価格等の概要記 中昭和25年の地方税制度の抜本改革において、シャウプ勧告において「事業主(中略)をして、利消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる」ものと位置づけられ 資産税を創設。 ・また、同勧告において「個人所得税及び法人税において控除を受ける減価償却を認められるある 業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること」とされた。															
税			収	• 1兆6, 235億円(H28決算額)												

#### 償却資産課税を巡る議論

償却資産に係る固定資産税収は約1.6兆円。中小企業に限っても約6.700億円と、市町村にとって重要な基幹税

#### 【これまでの経緯】

#### 平成26・27年度税制改正

経産省から、「償却資産課税のあり方の抜本的見直し」について要望

#### 平成28年度税制改正

- ・経産省から、「新規取得する機械装置等に対する減免」について要望
- ・市町村からは、「償却資産課税の堅持」について強い要望
- ⇒ <u>中小企業者等が新規取得する一定の機械装置に限定して特例措置を創設</u> (与党税制改正大綱においては、<u>「償却資産に対する固定資産税の制度は堅持」する旨明記</u>)

#### 平成29年度税制改正

- ・経産省から、「平成28年度に創設した特例措置の対象に器具備品等を追加すること」について要望
- ・市町村からは、「償却資産課税の堅持」及び「平成28年度に創設された特例措置について、期間の延 長や対象の拡大等を行わないこと」について強い要望
- ⇒ 平成28年度に創設された特例措置について、<u>地域・業種を限定</u>した上で、その<u>対象に一定の工具、</u> 器具・備品を追加

(与党税制改正大綱においては、「その<u>期限の到来をもって終了</u>」する旨及び<u>「償却資産に対する固定</u> 資産税の制度は堅持」する旨明記)

#### (参考) 平成28年度及び平成29年度に講じた特例措置の概要

#### 適用期間

(機械及び装置) 取得が平成28年7月1日 ~ 平成31年3月31日

(器具備品等) 取得が平成29年4月1日 ~ 平成31年3月31日

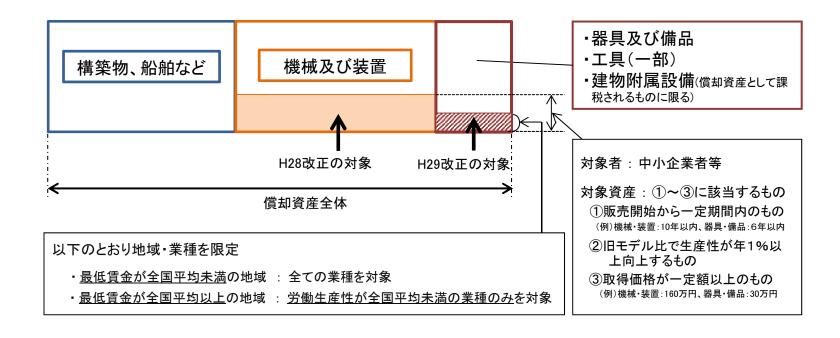
#### 特例率

減収規模

課税標準額を最初の3年間価格の1/2

(機械及び装置) 183億円(平年度)

(器具備品等) 59億円(平年度)



#### 平成30年度税制改正要望

経産省要望項目「中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設」

生産性向上を促す<u>新規の設備投資に係る固定資産税</u>負担について、 <u>3年間減免する措置</u>を創設する。

#### 平成30年度税制改正に向けた意見

団体名	意見(抜粋)
全国市長会 「平成30年度都市税制改正に関する 意見」(29年11月)	償却資産に対する固定資産税については、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持するとともに、平成28 年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと。
全国町村会 「平成30年度政府予算編成及び施策 に関する要望」(29年11月)	償却資産に係る固定資産税については、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないこと。

※ 全国知事会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、指定都市市長会においても同様の意見あり。

#### 生産性革命の実現に向けた議論

#### 【野田総務大臣 発言(未来投資会議(平成29年11月17日))抜粋】

固定資産税は住民に密着した行政サービスを提供している市町村の基幹税であることは言うまでもありません。 産業振興のための様々な施策を実施するための大切な財源です。固定資産税の特例を講じるためには<u>市町村</u> のご理解を得ることが大切であることは、是非ともご理解をいただきたいと思います。

#### 【第195回国会参・予算委員会(平成29年11月30日)】

〇 野田総務大臣(抄)

<u>固定資産税は、地域住民の皆さんへの行政サービスを支える基幹税</u>であり、地域の産業振興のための様々な施策の財源にもなっているところです。

そのため、固定資産税の特例を検討する際には住民サービスへの影響を踏まえることが大切だと思います。

一方、<u>生産性革命の実現には、現場の状況、強み、課題等を一番身近に把握している市町村・地方が、創意</u> 工夫を競い合うような状況を作るための仕組みというものも構築する必要があると考えております。

〇 安倍内閣総理大臣(抄)

<u>自治体の皆さんのご心配も当然ある</u>わけでございますから、そのためには、<u>地方自治体の御理解も得ながら、</u> <u>国・地方が一体となって</u>、地域経済を支える中小・小規模事業の皆さんのため、あらゆる政策を総動員していく必要があると思います。

#### 【新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)抜粋】

赤字などの厳しい経営環境にある企業も含めた中小企業・小規模事業者の生産性革命を実現するための抜本的な対応として、集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。

#### 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について

生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じる。

#### 特例措置の内容

- 〇 以下の要件を満たす設備投資を対象
  - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
    - ・中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
    - ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
  - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資 (導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
  - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資 (生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
  - ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定
- ※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了 をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

#### 平成30年度税制改正大綱(償却資産特例関係部分抜粋)①

平成29年12月14日 自 由 民 主 党 公 明 党

#### 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

- 2 デフレ脱却・経済再生
- (1) 「生産性革命」の実現に向けた税制措置
  - ②「生産性革命」の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」の規定により<u>市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資</u>について、<u>固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設</u>する。本特例措置については、生産性革命集中投資期間限りの措置とする。中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止する。

なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、<u>償却資産に対する固</u> 定資産税の制度は堅持する。

#### 平成30年度税制改正大綱(償却資産特例関係部分抜粋)②

#### 第二 平成30年度税制改正の具体的内容

- 二 資産課税
  - 5 租税特別措置等
    - (3) 生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、<u>市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上</u>させるものとして<u>認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画(仮称)に記載された一定の機械・装置等</u>であって、<u>生産、販売活動等の用に直接供されるもの</u>のうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に<u>ゼロ以上2分の1以下の範囲内に</u>おいて市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、<u>適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除</u>する。

- (注1)上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模 法人により所有されている法人等を除く。
  - ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
  - ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
  - ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- (注2) 上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。
  - ① 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
  - ② 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
    - イ 機械・装置 10年以内
    - ロ 測定工具及び検査工具 5年以内
    - ハ 器具・備品 6年以内
    - ニ 建物附属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。) 14年以内
  - ③ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの
    - イ 機械・装置 160万円
    - ロ 測定工具及び検査工具 30万円
    - ハ 器具・備品 30万円
    - ニ 建物附属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。) 60万円
- (注3)上記の関係規定の削除は、平成31年4月1日から施行する。

#### 大綱決定を受けた各団体の声明(償却資産関係)

#### ○ 平成30年度与党税制改正大綱について(抜粋) 全国市長会会長(平成29年12月14日)

償却資産に係る固定資産税については、中小企業を対象とした新たな特例措置が創設されたが、与党関係者のご尽力により、<u>国が一律に実施するのではなく、市町村の自主性・主体性を尊重した仕組みにしていただくとともに、従来の時限的な特例措置については、その規定を削除することにより、期限の到来をもって終了することを改めて明確にしていただいた</u>ところである。

固定資産税が我々都市にとって市民生活や地域の経済活動を支える上で極めて重要な基幹税であることを踏まえ、<u>引き続き堅持されるとともに、今後は、国の経済政策は国の責任において行っていただき、地方の基幹税を用いることは行わないようにしていただきたい</u>。

#### ○ 平成30年度与党税制改正大綱について(抜粋) 全国町村会会長(平成29年12月14日)

町村の基幹税である固定資産税の償却資産課税について、「生産性革命」の一環として減税の特例制度が設けられることとなった。これは、あくまで3年間の時限的なもので、従来のように全国一律の制度ではなく、町村が策定した計画に基づく地方の主体性を重視した仕組みにしていただくとともに、従来の時限的な特例措置については、その規定を削除することで、期限の到来をもって終了することを改めて明確にしていただいたところである。

言うまでもなく町村の税財源の大宗を担う固定資産税については、<u>今後とも基幹税の根幹が揺らぐことなく、期限到来時</u>には確実に終了するよう強く求める。

#### 〇「平成30年度与党税制改正大綱」について(抜粋) 全国知事会会長(平成29年12月14日)

今回創設された固定資産税の償却資産に係る特例については、<u>市町村計画の策定を通して、市町村が主体的に地域の中小企業の生産性向上に取り組むことができる仕組み</u>としている点で、<u>地方自治・地方分権に一定程度配慮</u>されているが、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着していることから、その性格上、<u>本来、国の経済対策のために削減することになじまない</u>。

本特例は、あくまでも生産性革命の実現に向けた集中投資期間における臨時・異例の措置であり、その<u>期限をもって確実</u>に終了すること及び今後対象の拡充は行わないよう強く求める。

# 3. 償却資産の申告時期の見直しに関する検討状況

#### 固定資産税(償却資産)の申告制度の見直しの背景

#### <現状と課題>

- 〇 納税者(申告者)
  - ・ 法人は、固定資産税(償却資産)の申告と法人税等の申告のため、固定資産台帳の整備を年に2回 行う必要があり、非常に手間であるとの意見がある。
  - 固定資産(償却資産)が複数市町村に所在する場合、法人はそれぞれの市町村に申告する必要があり、 申告事務が煩雑であるとの意見がある。
  - ※ 日税連等から固定資産税(償却資産)の納税環境の改善について強い要望がある。

#### 〇 課税庁

- ・ マンパワー不足等により、課税客体の捕捉漏れに対する懸念や、実地調査の量・質の確保の面で課題 があるとの意見がある。
- 固定資産税(償却資産)の電子申告の利用割合が低調である。



#### <見直しの方向性>

法人税と固定資産税(償却資産)の申告時期を合わせ、両税の一括電子申告が可能な環境整備を 進めることで、納税者利便の向上を図るとともに、償却資産の申告内容の適正化、課税客体の的確な 把握、ひいては効率的で公正な課税事務の実現を目指す。

#### (参考) 行政手続き簡素化に関する各方面からの要請

#### ○ 日本税理士会連合会 「平成30年度税制改正に関する建議書」(抄) [平成29年6月]

4. 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

償却資産に係る固定資産税制度については、… 市町村による課税客体の捕捉が不十分であること、事業者に過度な事務を負担させていること、… 等の問題がある。

… これらの問題を解決するために、… <u>申告期限を所得税及び法人税の申告期限と一致させること</u>、将来的にe-Tax とeLTAXを連携又は統一すること… など、<u>抜本的改革の検討をすべき</u>である。

#### ○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(抄) [平成29年6月9日閣議決定]

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. (4) ② 行政手続コスト削減に向けた取組

我が国のビジネス環境を改善し、事業者の生産性の向上を図るため、<u>事業者目線で規制改革・行政手続の簡素化・IT化</u>を一体的に進める。<u>規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」に沿って、行政手続コストを</u>2020年(平成32年)までに20%以上<u>削減する</u>ことを目指す。

#### 〇「行政手続部会取りまとめ」(抄)「平成29年3月29日第14回規制改革推進会議]

(行政手続簡素化の3原則)

(原則1)行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)

・電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

(原則2)同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)

・事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

(原則3)書式・様式の統一

・同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

#### 見直し案の「基本的な考え方」

有識者(学者、税理士)や地方団体、経済団体等をメンバーとする総務省の研究会 (座長:佐藤英明慶応義塾大学教授)において見直し案を検討中。

#### <固定資産税(償却資産)の申告制度見直し案の基本的な考え方>

- 〇 賦課期日(1月1日)は変更しない。
- 〇 申告時期を、「決算日から2ヶ月以内」とする「新方式」を導入する。
  - ※ 独自システム構築済みの大企業等からは現行方式継続への要望が強いこと から、「現行方式」と「新方式」とは納税者による「選択制」とする。
- 〇 課税事務の効率性向上の観点から、新方式は「電子申告の場合のみ選択可」 とする。
  - ※ 複数地方団体への固定資産税(償却資産)の一括電子申告システムを導入
  - ※ 法人税と固定資産税(償却資産)の一括電子申告の実現に向けた環境整備

#### 現在検討中の申告制度「見直し案」

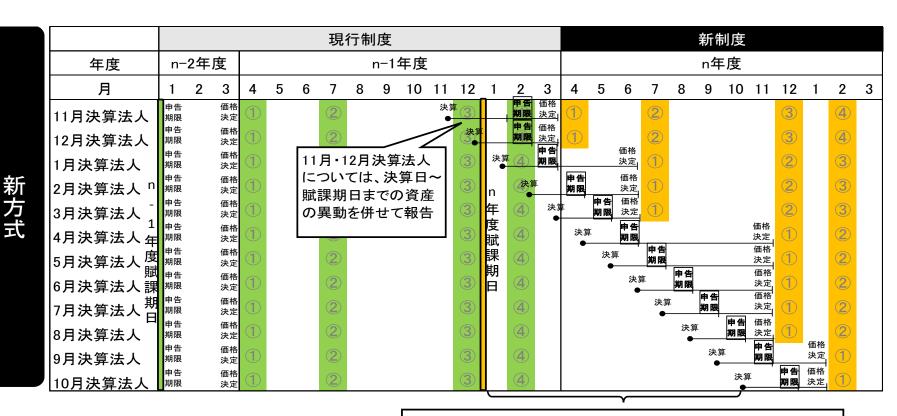
#### 〇 <u>新方式か現行方式の選択制</u>とし、新方式を希望する場合はその旨を電子的に届出

※届出期限は賦課期日の前日まで、変更承認の申請期限は、新たな申告方式を選択しようとする年度の賦課期日の1ヶ月前までを想定

	新方式(法人税の申告期限と一致)	現行方式
賦課期日	1月1日	1月1日
申告期限	法人は、賦課期日直後に到来する決算日から2ヶ月以内 ※ ただし、11月・12月決算法人については2月末。 個人事業主は、所得税と同様、3月15日	1月末
申告内容	<u>決算日時点の資産状況</u> (除却資産及び除却時期を付記。ただし、11月・12月決算法人は、 決算日から賦課期日までの異動を付記) ※ 賦課期日時点の資産状況への復元は、システムにおいて処理。	賦課期日時点の資産状況
申告方法	電子申告に限る	書面又は電子申告
納期	<ul><li>決算期により納期数が変動(次頁参照)</li><li>※ 各課税庁の現行の納期を維持。ただし、2月以降に納期を設定していない 課税庁については、新方式の償却資産に限り、2月以降の納期を追加設定。</li><li>※ 仮徴収制度は導入しない。</li></ul>	4月、7月、12月、2月(標準)
その他	・複数地方団体への固定資産税(償却資産)の一括電子申告システム ・共通電子納税システムの導入も検討(電子申告を行った場合に限定	

<sup>※</sup> 大臣(知事)配分資産は、新方式の対象から除外。

#### 固定資産税(償却資産)の申告制度の見直し案について(イメージ図)



賦課期日時点の資産状況への復元はシステムにおいて処理

ΤE	3
玙	₹
<b>/=</b>	-
Щ	_
ァ	7
	٠
	J

		現行制度													新制度										
年度	n-2年度 n-1年度											n年度													
月	1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3									4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
全法人	申告期限		価格 決定 ① ② ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●									1			2					3		4			
EXPERIENCE OF THE PROPERTY OF	Mile																								

=現行制度における納期

=新制度初年度における納期